第八百四十九条第四項及び第五項並びに第八百五十条第一項から第三項まで	株式会社等	特定目的会社
第八百五十条第四項	第五十五条、第百二条の二第二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百二十四条（第四百八十六条の二第二項、第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項	資産流動化法第三十六条第五項において準用する第二百十三条の二第二項及び資産流動化法第九十四条第四項
第八百五十二条第一項及び第二項	株式会社等	特定目的会社
第八百五十二条第三項	第八百四十九条第一項	資産流動化法第三十六条第十項において準用する第八百四十九条第一項
第八百五十三条第一項	株式会社等	特定目的会社

第十四条の表第百八十一条第一項の項中「株主（種類株式発行会社にあっては、同項第三号の種類の種類株主。次条において同じ。）」を「同項各号」に、「特定社員」を「前条第二項各号」に改め、同表第百八十二条の項中「第百八十二条」を「第百八十二条第一項」に、「同項第三号」を「第百八十条第二項第三号」に、「この条」を「この項」に改め、同項の次に次のように加える。

第百八十二条の二第一項	同項各号	資産流動化法第三十八条において準用する第百八十条第二項第一号及び第二号
第百八十二条の二第一項第一号	第三百十九条第一項	資産流動化法第六十三条第一項
第百八十二条の四第七項	第百三十三条	資産流動化法第三十条第二項において準用する第百三十三条
第百八十二条の六第一項	発行済株式（種類株式発行会社にあっては、第百八十条第二項第三号の種類の発行済株式）	特定出資

第十五条の次に次の二条を加える。

（不公正な払込金額で優先出資を引き受けた者に対する支払を求める訴えについて準用する会社法の規定の読替え）

第十五条の二　法第四十二条第八項の規定において同条第五項において準用する会社法第二百十二条第一項の規定による支払を求める訴えについて同法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十八条	株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）	特定目的会社

第八百四十九条第一項	株式会社等	特定目的会社
	責任追及等の訴え（適格旧株主にあっては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあっては特定責任追及の訴えに限る。）	責任追及等の訴え
第八百四十九条第四項及び第五項、第一項から第三項まで並びに第八百五十二条第一項	株式会社等	特定目的会社
第八百五十二条第三項	第八百四十九条第一項	資産流動化法第四十二条第八項において準用する第八百四十九条第一項
第八百五十三条第一項	株式会社等	特定目的会社

（特定目的会社の優先出資の質入れについて準用する会社法の規定の読替え）

第十五条の三　法第四十五条第四項の規定において特定目的会社の優先出資の質入れについて会社法第百五十四条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百五十四条第一項	第百五十一条第一項の金銭等（金銭に限る。）又は同条第二項の金銭	資産流動化法第四十五条第四項において準用する第百五十一条第一項の金銭等（金銭に限る。）
第百五十四条第二項	第百五十一条第一項第一号から第六号まで、第八号、第九号又は第十四号	資産流動化法第四十五条第四項において準用する第百五十一条第一項第九号又は第十四号

第十六条中「第百八十条第二項（第三号に係る部分に限る。）」を削り、「おいては、同号中「種類株式発行会社」とあるのは、「二以上の種類の優先出資を発行する特定目的会社」と読み替えるもの」を「おける同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおり」に改め、同条に次の表を加える。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百八十二条の二第一項	同項各号	資産流動化法第五十条第一項において準用する第百八十条第二項第一号から第三号まで
第百八十二条の四第五項	第二百二十三条の規定による請求	非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百十四条に規定する公示催告の申立て
第百八十二条の四第七項	第百三十三条	資産流動化法第四十五条第三項において準用する第百三十三条